



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

155	生活保護法による医療機関の指定	(福祉保健総務課).....	1
156	〃	( 〃 ).....	1
157	生活保護法による介護機関の指定	( 〃 ).....	2
158	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	2
159	保安林予定森林	(森林整備課).....	3
160	公共測量の実施	(技術調査課).....	4
161	〃	( 〃 ).....	4
162	道路の位置の指定	(都市政策課).....	4

### ○ 公告

入札公告	(総務事務集中課).....	5
------	----------------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第155号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和3年2月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
新医新 35-02	みね内科クリニック	新宮市緑ヶ丘二丁目2番55号	令和 2.5.1
西薬新 32-02	しらら調剤薬局	西牟婁郡白浜町1404-4	令和 2.5.18
西医新 45-02	三谷医院	西牟婁郡白浜町1396番地5	令和 2.6.1
岩医新 51-02	かわしま医院	岩出市高塚188-1 スーパーエバグリーンプ ラス岩出高塚店2F	令和 2.6.2
田医新 89-02	納田整形外科	田辺市あけぼの46番14号	令和 2.7.1
岩医新 52-02	皆楽園診療所	岩出市西国分668	令和 2.7.15

### 和歌山県告示第156号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰

国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和3年2月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年月日
紀訪新13-02	合同会社REWARD	紀の川市貴志川町北山520-5	Ocean訪問看護ステーション	紀の川市貴志川町北山520-1 グリーンハイツ北山2A	令和2.5.1
岩訪新6-02	医療法人彌栄会	岩出市中迫139	医療法人彌栄会やよいメディカルクリニック	岩出市中迫139	令和2.6.1
岩訪新7-02	合同会社Nukumemoris	岩出市中迫579-7	訪問看護ステーションリットビム	岩出市中迫579-7	令和2.6.1
新訪新8-02	有限会社ひだまり	新宮市下田1丁目1番地24号	ひだまり訪問看護ステーション	新宮市下田1-6-52 すずらん荘1-2	令和2.6.1

#### 和歌山県告示第157号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和3年2月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日
有限会社ころ	海南市下津町大崎839番地3	デイサービスセンター・スイミー	海南市下津町方2088番地28	通所介護・介護予防通所介護	平成25.11.18
医療法人恵友会	海南市船尾264-2	恵友病院	海南市船尾264-2	訪問看護・介護予防訪問看護・訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	令和2.10.1
大竹由弥子	橋本市高野口町名倉402-7	大竹薬局	橋本市高野口町名倉200-2	居宅療養管理指導	令和2.10.22

#### 和歌山県告示第158号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年2月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ・ムー直川店

和歌山県和歌山市直川字舟渡田422番3外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社恵比寿天 代表取締役 大賀昭司

岡山県倉敷市中島1419番1

株式会社しまむら 代表取締役 鈴木誠

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号

NECキャピタルソリューション株式会社 代表取締役 今関智雄

東京都港区港南二丁目15番3号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社恵比寿天 代表取締役 大賀昭司

株式会社しまむら 代表取締役 野中正人

NECキャピタルソリューション株式会社 代表取締役 安中正弘

(変更後) 株式会社恵比寿天 代表取締役 大賀昭司

株式会社しまむら 代表取締役 鈴木誠

NECキャピタルソリューション株式会社 代表取締役 今関智雄

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 大黒天物産株式会社 代表取締役 大賀昭司

株式会社しまむら 代表取締役 野中正人

株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽順

(変更後) 大黒天物産株式会社 代表取締役 大賀昭司

株式会社しまむら 代表取締役 鈴木誠

株式会社ツルハ 代表取締役 八幡政浩

4 変更年月日

株式会社しまむらの代表者変更 令和2年2月21日

NECキャピタルソリューション株式会社の代表者変更 平成29年6月26日

株式会社ツルハの代表者変更 令和2年8月11日

5 変更した理由

設置者及び小売業者の代表者変更のため

6 届出年月日

令和2年11月9日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業交流局産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年2月16日から同年6月16日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年2月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市龍神村殿原字中南谷1216(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源の涵養かんよう
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
田辺市龍神村殿原字中南谷1216(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第160号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき田辺市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和3年2月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(数値地形図データ作成 レベル2500)
- 2 作業期間 令和2年12月1日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域 旧田辺市内

**和歌山県告示第161号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和3年2月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(数値地形図修正)
- 2 作業期間 令和3年1月25日から同年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市の一部

**和歌山県告示第162号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和3年2月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル

3529	岩出市宮字花田30番1の一部、33番の一部、34番の一部	和歌山市黒田一丁目2番17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東行男	令和 3.1.29	6.00 6.00 }	31.07 61.56
------	------------------------------	---	--------------	-------------------	----------------

公 告

入 札 公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和3年2月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達年度及び調達案件番号  
令和3年度 調達案件番号20200058472号
- (2) 調達案件名  
和歌山県広報紙「県民の友」印刷
- (3) 調達物品の名称及び数量  
和歌山県広報紙「県民の友」印刷 一式
- (4) 調達物品の特質等  
入札説明書による。
- (5) 納入期限  
入札説明書による。
- (6) 納入場所  
入札説明書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「印刷」に記載されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県会計局総務事務集中課
- (2) 期間  
令和3年2月16日（火）から同年3月12日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

- (1) 場所  
3の（1）に同じ。
- (2) 期間  
3の（2）に同じ。

## 5 一般競争入札の場所及び日時等

## (1) 一般競争入札の場所及び日時

## ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）

## イ 入札日時

令和3年3月19日（金）午後4時

## ウ 開札場所

アに同じ。

## エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和3年3月18日（木）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

## 6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、令和3年3月18日（木）午前9時から同月19日（金）午後3時45分までに行うこと。

## (2) 開札日時及び場所

5の(1)に同じ。

## 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点第3位以下の端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

## 8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

## 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

## 10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

## 11 落札者の決定の方法

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

## 12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - ア 名称  
和歌山県会計局総務事務集中課
  - イ 所在地  
郵便番号 640-8585  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
電話番号 073-441-2291  
ファクシミリ番号 073-441-2288
- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否  
要
- (4) 契約の締結における議会の議決の要否  
否
- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

## 13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :  
" Kenmin no Tomo " Printing : 1 Unit
- (2) Time limit for tender :  
4:00 p.m. 19 March 2021 (Deadline for bids submitted by registered mail : 5:00 p.m. 18 March 2021)
- (3) Contact point for the notice :  
Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,  
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan  
TEL 073-441-2291  
FAX 073-441-2288